

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の 経済効果試算(改定版)

令和2年4月24日

内閣府

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」のインパクト

- 新型コロナウイルス感染症は内外経済に甚大な影響。世界経済は、戦後最大とも言うべき危機に直面。我が国経済は大幅に下押しされ、先行きも厳しい状況が続くと見込まれる。財政・金融・税制とともに、規制改革も実施。時間軸を十分意識しながら、緊急事態宣言下での本経済対策の各施策を戦略的に実行。

緊急支援フェーズ

財政支出： 33.3兆円程度
事業規模： 91.3兆円程度

I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

- ・マスク・消毒液等の確保
 - ・医療提供体制の強化
 - ・治療薬・ワクチンの開発加速
- 等

II. 雇用の維持と事業の継続

- ・雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大
 - ・資金繰り対策
 - ・持続化給付金(仮称)と特別定額給付金(仮称)の創設
 - ・子育て世帯への臨時特別給付金
 - ・納税の猶予制度の特例
- 等

V字回復フェーズ

財政支出：13.5兆円程度
事業規模：24.2兆円程度

III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

- ・“Go To” キャンペーン事業(仮称)
- 等

IV. 強靭な経済構造の構築

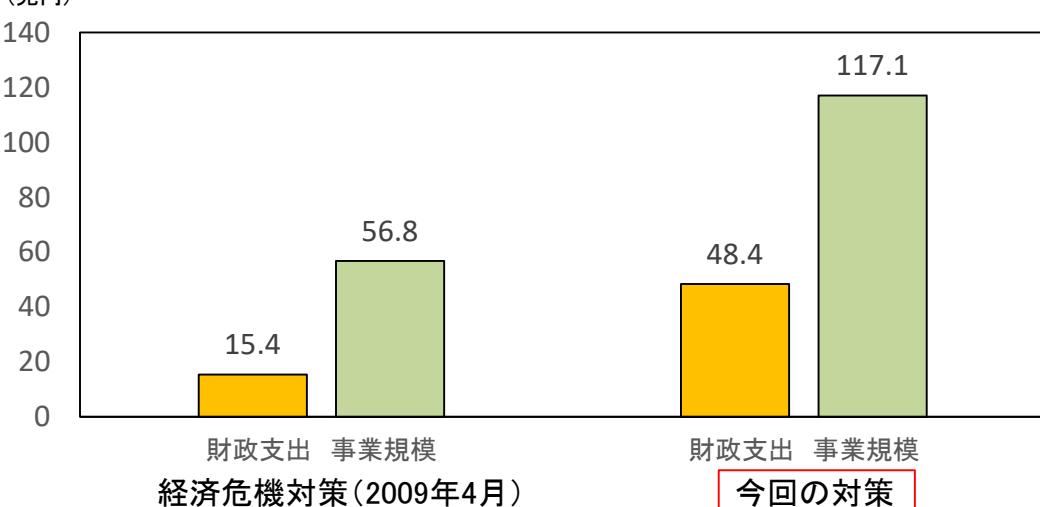
- ・サプライチェーン対策
 - ・GIGAスクール構想の加速
 - ・公共投資の早期執行
- 等

V. 今後への備え

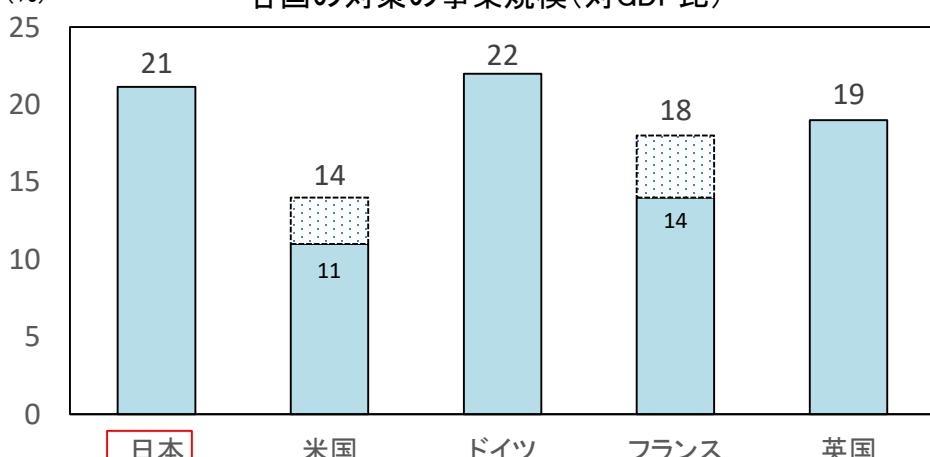
(財政支出(事業規模)：1.5兆円程度)

- ・新型コロナウイルス感染症対策予備費(仮称)の創設

今回の対策と経済危機対策(リーマンショック時)の比較



各国の対策の事業規模(対GDP比)



(注)各国公表資料により作成。破線部分は4月15日以降追加分。米国は大統領の署名待ちの分を含む。ドイツは別途、政策金融機関に対する保証枠拡大を実施。各国のGDPは2019年(暦年ベース)の数値。

緊急経済対策による経済効果① GDPの下支え・押上げ効果

- 本経済対策の経済効果には、雇用の維持や事業の継続、その後の力強い回復実現のための政策の効果が含まれるが、そのうち、支出が直接的にGDPを下支え・押上げする効果を取り出すと、実質GDP換算で(注)4.4%程度。

〔 ・「総合経済対策」のうち今後効果が発現すると見込まれる分： 1.1%程度
・「緊急対応策」第1弾及び第2弾、今回新たに追加する施策によって見込まれる分： 3.3%程度 〕

実質GDP換算 4.4%程度

1.1% 程度

経済の強靭化等

(公共事業 等)

消費喚起等

ポイント還元
マイナカード 等

総合経済対策(今後発現)

3.3% 程度

経済の強靭化

消費喚起

(Go To キャンペーン等)

雇用維持・家計の生活下支え

特別定額給付金(仮称)

持続化給付金(仮称)

子育て世帯への臨時特別給付金

サプライチェーン対策
GIGAスクール構想の加速等

等

例えば、

・雇用調整助成金の特例措置の拡充
・住居確保給付金
・欠損金繰戻し還付、固定資産税等の軽減
・保険料等の免除

感染防止等

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(仮称)
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)
新型コロナウイルス感染症対策予備費(仮称)
を含む

新たな追加分

(注)2つの新たな給付金について、

(1)「特別定額給付金(仮称)」の消費性向は、①労働者及び15歳未満の者の分については0.67と想定(通常の収入に基づく平均消費性向と同程度)し、②非労働者の分については0.3と想定(過去の定額給付金による消費喚起効果と同程度)している。

(2)「持続化給付金(仮称)」の支出性向は、1.0を想定している。

いずれも、感染症の影響による不確実性を考慮すると、幅を持ってみる必要がある。

緊急経済対策による経済効果② 雇用・事業を守る効果

- 以下の施策については、資金繰りに影響を受けるすべての事業者を支援し、事業の継続・雇用の維持を強力に支えるセーフティネット効果がある。

融資・保証による中小企業等への資金繰り支援

①日本政策金融公庫等による実質無利子融資の継続・拡充

(融資枠: 12.6兆円)

- ・日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保・据置最大5年の融資について、継続・拡充。

<新型コロナウイルス感染症特別貸付>

【融資対象】売上高が5%以上減少した事業者等 【貸付利率】当初3年間基準利率▲0.9%

【利下げ限度額】日本公庫(中小事業)及び商工中金は3億円、日本公庫(国民事業)は3千万円 【据置期間】5年以内

<特別補給による実質無利子化>

一定の要件の下、当初3年間利子補給により実質無利子化

②都道府県の制度融資を活用し、実質無利子融資を民間金融機関まで拡大

(融資枠: 24.2兆円)

- ・融資窓口の拡充の観点から、都道府県等による制度融資を活用し、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年の融資を拡大。
- ・セーフティネット保証、危機連保証について要件を満たせば保証料ゼロ。

<信用保証料の減免>

セーフティネット保証4号、5号、危機連保証について、一定の要件の下、保証料をゼロ又は1/2に減免(上限3千万円)

<都道府県による制度融資を通じた利子補給>

都道府県に対する補助を実施し、一定の要件の下、制度融資を通じた利子補給により当初3年間実質無利子化(上限3千万円)

③既往債務の実質無利子融資への借り換えにも対応

- ・日本公庫等による既往債務、民間金融機関の保証付き既往債務を、実質無利子融資に借換可能とする。

納税の猶予制度の特例等

収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税・社会保険料の納付を無担保かつ延滞税なしで1年間猶予等 (26兆円)